

騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準について「平成10年環境省告示第64号」)

一般地域(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AA：地域指定なし

A：環境指定地域である31市町村のうち、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

B：環境指定地域である31市町村のうち、第1種・第2種住居地域、準住居地域

C：環境指定地域である31市町村のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル